

下請債権保全支援事業(支払保証事業) Q&A集

2018年4月1日現在

No.	Q	A
1	申し込んでみたいのですが。	まず、ファクタリング会社にお問い合わせ(電話等)をお願いします。
2	ファクタリング会社はどのような会社のことをいうのですか？	ファクタリング会社とは、他人が有する売掛債権を保証したり、債権を買い取ったりして、その債権の回収を行う金融事業会社のことです。 下請債権保全支援事業には、現在、銀行子会社系・前払保証会社系・リース会社系など10社のファクタリング会社が参画しております。
3	手続きの流れを教えてください。	ファクタリング会社に申し込んだ後、ファクタリング会社宛に保証対象となる工事契約書等の書類の提出をお願いします。その後、ファクタリング会社の審査を経て、保証開始前後に保証料をファクタリング会社に払い込んでいただきます。その後ファクタリング会社から保証書が送られてきます。 (但し、これは一般的な例で、各ファクタリング会社により手順が若干異なる場合がございますので、詳しくは直接お問い合わせください。)
4	どのような書類が必要ですか？	別紙を御参照下さい。
5	保証依頼をしてから、保証開始までどのくらいかかりますか？	ファクタリング会社や案件内容によって異なりますので、詳しくは直接お問い合わせください。(一概には言えませんが、早ければ3日程度、遅ければ2週間以上かかるケースもあるようです。) また、初めて申込みする場合はやや日数がかかると思われるので、余裕を持ってお申込してください。
6	ファクタリング会社は、元請企業を審査する以外に、下請企業(依頼人)についても審査をするのですか？	基本的には元請企業が審査の対象です。但し、審査方法は各ファクタリング会社によって異なりますので、詳しくは直接お問い合わせください。
7	保証の対象を教えてください。	工事代金債権や工事のために納入した資材の代金が保証の対象となります。 具体的には、元請企業が発行した支払手形や支払通知書、下請企業が作成した請求書(但し、この場合、保証上限は請求書金額の8割となります)、及び元下間で合意した契約書(発注書、及び請書)をもとにその契約金額を上限に保証を受けることも可能です。なお、2014年4月1日から電子記録債権も対象にしています。
8	民間工事は対象になりますか？	なりません。
9	工事代金債権や資材以外の工事にかかわる債権の保証取扱は？	レンタルや運搬、設計、コンサル、お弁当等は、取扱できません。但し、重機のレンタルについては、操縦者とセットの場合、工事とみなせるケースもあります。詳しくはご相談ください。
10	1つの工事で1回しか保証はできませんか？	そういった制限は特にありません。出来高や債権額増加に応じて追加申込も可能です。

11	下請債権保全支援事業の利用により、発注者から不利益を受けたり、風評被害にあうことはありませんか？	本事業は、元請企業に保証の事実を知られずに済む「ブラインド性」がありますので、その心配はありません。 元請企業に保証事由(倒産等)が発生し、保証金を受ける行為が発生した時は、ファクタリング会社に債権が移りますので、元請企業に知られることとなりますが、元請企業が倒産等しなければ、元請企業に知られることなく保証が終了します。
12	元請企業(保証の対象となる債権の債務者＝手形の振出人等)はどのようなところが対象になりますか？	建設業許可を持っていることが大前提で、過去2年度の中で公共工事受注実績があるか、もしくは経営事項審査を受けている企業が対象です。但し、所謂倒産している企業は対象になりません。また、反社会的な企業も対象にはなりません。なお、形式的な要件は満たしていても、財務内容等によってはお取扱できない場合もございますので、ファクタリング会社に都度お問い合わせください。
13	不動産業者、宅建業者(民間発注者)は保証対象になりますか？	所謂ディベロッパーは保証対象にはなりません。 (発注者が保証対象、元請が保証申込のケース。)
14	どのような下請企業が保証申込できますか？	本制度を利用するためには、以下すべての要件を満たしている必要があります。 ① 従業員1,500人以下、または資本金(ないし出資金)が20億円以下の中小・中堅企業であること。 ② 行政処分(営業停止および建設業許可の取消処分、ならびに公共工事にかかる指名停止処分)を受けていないこと。 ③ 元請企業(保証対象企業)から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている建設企業、または元請企業に建設資材を直接納入している資材企業であること。
15	500万円以上の仕事をしない建設企業なので、建設業許可を持たないのですが、申込は可能ですか？	可能です。但し、建設業を営んでいることの証明が必要になりますので、ファクタリング会社にご相談ください。
16	事業協同組合等も申込は可能ですか？	組合が建設業許可を有している場合対象になります。 また、建設業許可を有しない場合でも、組合が建設資材を納入する(例えば、共同購入したコンクリートを傘下の建設業者に納入する)というケースは対象になります。
17	元請と1次下請の関係以外も保証対象になりますか？	直接請け負っている場合は、保証対象になります。 (2次・3次、あるいはそれ以下の関係でも保証対象になります。) 但し、直接ではない関係、例えば2次下請が元請を保証対象にすることはできません。
18	ファクタリング会社について、10社以外での取扱はできますか？	現在のところ、10社に限定されています。
19	どのような手形(あるいは電子記録債権)を保証してもらえますか？	保証対象企業が振り出した手形が対象です。 2次下請企業が1次下請を保証してもらう場合、1次下請が振り出した手形であれば対象になりますが、元請企業が振り出した手形を1次下請が裏書譲渡し、2次にわたったというケースの手形については保証対象とはなりません。 また、手形サイトが4ヶ月以内であることが条件です。 電子記録債権についても同様です。

20	ファクタリング会社に保証してもらった手形(あるいは電子記録債権)を裏書譲渡できますか？	保証してもらった手形を裏書譲渡することは構いません。電子記録債権についても同様です。
21	ファクタリング会社に保証してもらった手形(あるいは電子記録債権)を割引できますか？	保証してもらった手形を割引に出すことは構いません。電子記録債権についても同様です。
22	即現金がほしいのですが、融資とは違うのですか？	融資ではありません。売掛債権の「保証」になりますので、元請企業が倒産した時に、保証依頼した金額が受領できます。但し、一部のファクタリング会社では、手形(あるいは電子記録債権)の資金化(割引)に応じていますので、直接ご相談ください。
23	元請がJV(共同企業体)の場合、保証の対象となりますか？また、下請がJVの場合、保証を申込できますか？	元請がJVの場合も保証の対象になります。また、下請がJVの場合も保証申込は可能です。但し、各ファクタリング会社によって取扱が異なりますので、詳しくは直接お問い合わせください。
24	保証料率は何%ですか？	ファクタリング会社や保証対象となる元請企業の信用力等によって異なっており、一概には言えませんので、詳しくは直接お問い合わせください。保証料の計算方法は、保証申込額×保証料率×期間(日割り計算)となります。
25	国からどのようなサポートが受けられますか？(助成はありますか？)	ファクタリング会社制定の保証料率に対し、国(基金)から保証料率の1/3(上限:年率1.5%)の助成があります。具体的な事務処理は、ファクタリング会社が代行します。
26	助成金については、都度支払手続や受取手続が必要ですか？	助成金の事務処理については、ファクタリング会社に代行をお願いしておりますので、下請企業(依頼人)が直接的に国(基金)とお金のやり取りをすること、あるいは書類の提出等の事務手続を行う必要はありません。
27	保証料は、いつ支払うのですか？	保証料の支払時期は、各ファクタリング会社によって異なっているようです。保証開始前に支払わなければならないケースもあれば、月々分割払いのケースもあるようです。詳しくは直接お問い合わせください。
28	複数のファクタリング会社と取引は可能ですか？	可能です。また、近隣に営業所がないファクタリング会社でも例えば郵送で書類をやり取りする等で対応していると聞いていますので、お気軽にご相談ください。

29	工事の進捗に応じた保証のやり方を教えてください。	<p>①枠保証 工事の契約を結んだ段階、すなわち出来高が上がっていない段階で保証依頼が可能です。もちろん出来高がある程度進んだ途中からでも保証は可能です。この場合、保証金額の上限は工事契約金額となります。</p> <p>②個別保証(請求書) 出来高が進み、請求書を下請企業が元請企業に提出した段階で、この請求書をもとに保証依頼できます。枠保証では、原則工事契約1件に対し保証契約は1件となりますが、この保証は請求書1枚に対しての保証契約となるため、請求書に記載された工事が複数であっても保証可能です。但し、保証金額の上限は請求書に記載された金額の8割となります。</p> <p>③個別保証(支払通知書) 元請企業から発行された支払通知書をもとに保証依頼できます。請求書をもとに保証するケースとほとんど同じですが、保証金額の上限が支払通知書に書かれた金額の100%となる点が異なります。</p> <p>④個別保証(手形) 元請企業から振り出された手形をもとに保証依頼することができます。保証金額の上限は手形額面金額となります。</p> <p>⑤個別保証(電子記録債権) 元請企業を債務者とする電子記録債権をもとに保証依頼することができます。保証金額の上限は電子記録された債権金額となります。</p>
30	契約金額未済の保証も可能ですか？	契約金額未済の保証ももちろん可能です。手形も額面金額未済の保証が可能です。但し、各ファクタリング会社によって取扱ルールが異なりますので、都度お問い合わせください。
31	申込金額の上限・下限はありますか？	<p>制度上1件当たりの下限金額はありません。一方、上限金額は6億円です。(累積ではなく、その時点での残高ベースです。)</p> <p>また、1ファクタリング会社あたり6億円ですので、ファクタリング会社2社と取引すれば理論上は6億円×2＝12億円になります。但し、最終的にはファクタリング会社の審査結果によりますので、6億円に達するまで必ず保証されるわけではありません。また、下限金額を定めているファクタリング会社もありますので、詳しくは直接お問い合わせください。</p>
32	下請債権保全支援事業における建設業振興基金の役割は？	国からの委託を受け、事業の運営・管理を行っております。営業や審査を直接担ってはおりませんので、具体的な案件のご相談にはお応えできませんが、一般的な質問でしたら回答可能です。03-5473-4575までお願いします。
33	Webサイトを教えてください。	<p>基金Webサイト(下請債権保全支援事業) http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/josei_hozen.html 国土交通省Webサイト(下請債権保全支援事業について) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000033.html あるいは、「下請債権保全支援事業」で検索して下さい。</p>